

用語の解説

1 保育所等

ここで言う保育所等とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業のことを言い、全ての施設が都または、青梅市から認可を受けた上で設置されていて、保護者の就労や出産、疾病、親族の介護・看護等の理由により、家庭で小学校就学前の児童の保育ができない場合、保護者に代わって一定の時間、児童を保育する施設です。

このため、幼児教育を主とし、幼児の心身の発達を助長することを目的とする幼稚園とは、目的、入所資格、保育時間等に違いがあります。

2 0歳児保育

0歳児の保育は全園で実施しています。ほとんどの園で56日を経過した翌月1日の入所から申込みができますが、一部の園では42日を経過した翌月1日から入所できる所や5～6か月を経過した翌月1日からの入所となっている所もあります。

3 延長保育

保育所等の開所時間は原則11時間となりますが、開所時間を超えた時間帯（保育短時間の場合は8時間を超える時間帯）に行われる保育を延長保育と呼びます。なお、延長保育の時間帯では、通常の保育料とは別に各園で定めた利用料がかかります。

4 疾病・障害等をお持ちの児童の保育

お子さんが定期通院を要する疾病や心身の障害等をお持ちのため集団保育にあたって配慮が必要な場合は、必ず申込み前に入所を希望される保育所等へ相談に行ってください、保育対応の可否について確認を取ってから申込みしていただくようお願いいたします。

5 食物アレルギーをお持ちの児童等の保育

食物アレルギーや宗教上の理由から除去食などの特別な対応が必要な場合については、必ず申込み前に入所を希望される保育所等へ相談に行ってください、保育対応の可否について確認を取ってから申込みしていただくようお願いいたします。

6 一時預かり

市内在住で保育所等に通所していない児童が、保護者の短時間就労・傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・保護者の心理的負担または肉体的負担を解消するためなどの理由で、家庭において一時的に児童の育児ができない場合に利用できます。利用の際は、各保育所等へ登録が必要となります。

7 定期利用保育

パートタイム勤務など短時間勤務に対応することを目的として、保育所等において児童を複数月にわたって継続的に保育します。利用の際は、各保育所等へ登録が必要となります。

8 病児保育

病気で集団保育ができない児童の保護者が、仕事等のため家庭において児童の保育ができない場合に利用できます。（利用するには、医師の診断を受ける必要があります。）

9 病後児保育

病気の回復期にあつて集団保育ができない児童の保護者が、仕事等のため家庭において児童の保育ができない場合に利用できます。

10 子育てひろば

地域での子育て家庭の支援を行うため、子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行っています。

※上記4・5については、保育対応の可否を確認できない場合、その保育所等には入所申込みができないことがあります。

※上記6・7・8・9については、実施している保育所等において事前登録が必要となります。利用料金・時間等については、実施保育所等にお尋ねください。

お知らせ

◎ 認定こども園(保育部分)の開設について

令和6年11月から「青梅幼稚園」が認定こども園として保育部分を開設しました。

◎ 認定こども園の廃園(予定)について

ねむのき幼稚園は令和7年度末をもって廃園予定です。それに伴い、青梅市内の認定こども園は令和8年度から3園となります。

◎ 電子申請について

国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して、一部の申請をオンラインで行うことができます。詳しくは、ぴったりサービス内で手続きに必要な添付書類や手続方法などを御確認ください。締切日や注意事項等については6ページを御参照ください。

◎ 認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業の御利用について

認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業の利用についても青梅市へ利用の申請をしていただきます。認可保育所との併願や、混在した希望順にすることが可能です。なお、事業ごとに申請できる上限は3施設までです。また、締切日以後も募集がある場合は随時受け付けております。詳しくは各事業のページを御覧ください。

◎ 青梅市保育の実施に関する規則

保育料を滞納している世帯における児童の保育所入所について、完納している世帯との公平性を保つ必要から、利用調整基準の調整点数表に減点項目が設定されています。

◎ 災害時の対応について

風水害に関する避難情報で青梅市が「警戒レベル3」以上を発令した場合、または、「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、いずれも降園もしくは休園を基本とします。なお、休園に伴う代替保育は実施しないことを基本としていますので、御理解・御協力をお願いいたします。

◎ 保育施設休園時の代替保育について

自然災害等を要因として保育所等が休園した場合、原則、他施設での代替保育は行いません。自宅保育について御理解・御協力をお願いいたします。

◎ 保育所児童保育要録について

保育所等を卒園するときに、各保育所等で作成する「保育所児童保育要録」が就学先の小学校長に送付されます。これは、お子さんの保育所等での状況等を就学先に引き継ぎ、就学先においてより良い育成を図るために行われています。

◎ 障害児巡回指導について

お子さんの発達の状況を確認し、保育士等へより良い保育方法を助言・指導するために、相談員が保育所等を巡回しております。

◎ 定期利用保育について

畑中保育園と長瀬保育園では、パートタイム勤務など短時間勤務に対応した、児童を複数月にわたって継続的に保育する定期利用保育を行っています。詳しくは各保育所へお問い合わせください。

◎ 休日保育について

東京恵明学園では、一時的に家庭での養育ができない乳幼児を対象とした『乳幼児ショートステイ事業』を実施しており、7日間／月を限度に利用することができます。

詳しくは子育て応援課子育て推進係へお尋ねください。

◎ 認証保育所利用時の保育料の補助について

毎月の認証保育所の保育料から認可保育所を利用した場合の保育料を差し引いた額を補助します。補助するにあたり要件がありますので、詳しくはこども育成施設給付係へお問い合わせください。